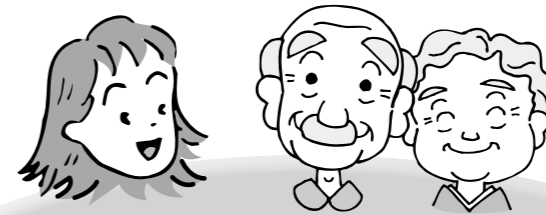


「市民予算枠事業」を スタートします

申込・問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111 (内線328)

これからの高浜市に
必要なのはこれなん
じゃないかな・・・

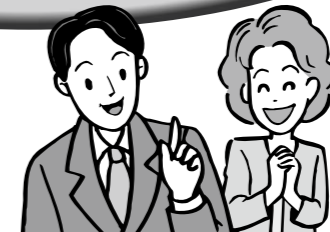


私たちが住む地域が
もっと住みやすくなるよ
うに。そのためにはどう
すればいいのかしら



地域の「やりたい」を応援する 市民予算枠事業(新制度)の 提案募集

高浜市がこんな
まちになったら
いいな・・・



地域の子どもたちが
じまんでくれるものを
残してあげたい・・・

市民予算枠事業とは、市民の皆さんからお預かりした税を、地域でより有効に役立てていただくために、個人市民税の5%分の予算の使いみちを市民の皆さんと協議・検討して、小学校区単位あるいは市内全域の「どうしよう?」の解決や「みんなでこうしたい!」という想いをかなえるための制度です。

市民予算枠事業には3種類あり、募集概要は次のとおりです。

「地域内分権推進型」

■内容

小学校区の地域範囲で考えていただきます。まちづくり協議会、町内会などの地域団体が実施主体となり、地域の「いいところ(長所・魅力)」や「心配なところ(課題・問題)」をふまえ、公共的な視点で、より良くしていくための実行可能な手立てを検討し、そのために必要なプランを提案していただきます。各小学校区で取りまとめ、緊急性・重要性を考慮して調整・優先順位付けし、市に提出します。財政状況や予算についての共通認識を深めたうえで予算化し、交付金を決定し、実施する団体に交付します。

■交付対象団体・実施団体…まちづくり協議会、まちづくり協議会の構成団体

■募集期間……………4月1日(木)～5月31日(月)

■審査方法など……………書類の提出、小学校区単位で調整

「協働推進型」

■内容

市内全体の利益、または課題の解決となる、実行可能なプランを考え実施していただきます。市民公益活動団体が「高浜市まちづくりパートナー」として登録したうえで審査を受け、プランが採択となれば交付金を実施団体に交付します。

(※「高浜市まちづくりパートナー」の登録は随時受け付けています)

■交付対象団体・実施団体…まちづくりパートナーに登録された市民公益活動団体

■募集期間……………4月1日(木)～4月30日(金)

■審査方法/時期……………書類審査・公開審査(プレゼンテーション) / 5月

「市民提案型」

■内容

市内全体の利益、または課題の解決となる、実行可能なプランを考えていただきます。市民、市民公益活動団体が提案し、審査を経たうえで予算化し、市が実施します。

■提案者……………市民、市民公益活動団体

■募集期間……………4月1日(木)～5月31日(月)

■審査方法/時期……………書類審査・公開審査(プレゼンテーション) / 6月

●交付対象事業について

いずれも、その事業を実施することによってまちづくりに良い成果の生じるものとしませんが、

- ・市が決定権限を持つ事業であること(国・県などの許可が必要でないこと)
 - ・政治または宗教活動に関係のない事業であること
 - ・実施主体関係者のみの親睦事業でないこと
 - ・他の制度により市の補助金をすでに受けているものではないこと
- このほか各タイプによって詳細を定めます。

●事業提案に必要な書類の様式など

市役所地域政策グループまでお問い合わせいただくか、高浜市公式ホームページ → 各グループのページ → 地域政策グループからダウンロードできます。

高浜市市民予算枠事業 審査委員会 委員募集

地域のニーズに即した税の活用と、新しい公共空間を形成するために今年度から創設した「市民予算枠事業交付金制度」について、市民公益団体などから提案される事業内容の審査や評価などを行う委員を募集します。

資格 市民

任期 2年

会議 年7～8回程度

※会議は公開制です。

募集人員 3人

※応募者多数の場合は、抽選とします。

申込み方法

4月15日(木)までに地域政策グループ備え付けの応募用紙で申し込んでください。

問合せ先

市役所地域政策グループ
☎52-1111 (内線328)

